資料提供 令和6年8月26日 危機管理監室危機対策課

電話:076-225-1482

輪島市、珠洲市、白山市、志賀町、中能登町における 災害弔慰金等認定審査会合同開催について

本日、標記5市町の災害弔慰金等認定審査会が次のとおり開催されましたので、 お知らせします。

1 審査結果

市町	審査件数	認定件数	不認定件数	継続審査件数
輪島市	15件(3件)	10件(3件)	3件	2件
珠洲市	7件(1件)	4件	2件(1件)	1件
白山市	1件(1件)	1件(1件)	0件	0件
志賀町	5件	5件	0件	0件
中能登町	2件	1件	1件	O件

※()内の件数は過去の審査会の継続審査分で内数

→輪島市: R6. 6. 18 審査会分、珠洲市: R6. 6. 25 審査会分、白山市 R6. 7. 23 審査会分

2 認定結果

審査会を踏まえ、市町が災害関連死と認定し、災害弔慰金の支給を決定した場合は、 後日、市町が公表を行います。

※審査会において継続審査扱いとされた事案については、次回以降の審査会で再度 審査が行われます。

【参考】

○災害弔慰金等制度について

く災害弔慰金>

市町は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害 弔慰金を支給することができます。

実施主体	市町
	配偶者、子、父母、孫、祖父母
受給遺族	※ 上記のいずれもが存在しない場合は兄弟姉妹(死亡
	当時に同居又は生計同一の場合に限る。)
士公克	生計維持者が死亡した場合 500万円
支給額	その他の者が死亡した場合 250万円